

# 市政だより



日 日時 場 場所 内 内容 対 対象 定 定員  
料 参加料 持 持参物 申 申込 問 問い合わせ

## タクシー乗車割引証 受付を開始します

### 令和2年度申請は

3月30日(月)から

#### 高齢者福祉タクシー乗車割引証

対 75歳以上の在宅の市民で次の要件1のいずれかに該当し、要件2のすべてに該当する人

※各要件の世帯認定は住民登録上の世帯ではなく生活実態から判断します。同一敷地内、隣接地に75歳未満の親族がいる人は対象となりません。

#### ○要件1 (①～④のいずれか)

- ① 75歳以上の一人暮らし高齢者
- ② 75歳以上の高齢者のみで構成される世帯に属する人
- ③ 75歳以上の高齢者と介護保険要介護認定で要介護4または5の認定を受けている人のみで構成される世帯に属する人
- ④ 75歳以上の高齢者と身体障害者手帳1～3級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている人のみで構成される世帯に属する人

#### ○要件2 (①～③のすべて)

- ① 外出のとき車などの交通手段をもっていない世帯に属する人
- ② 令和元年度または令和2年度住民税が非課税の世帯に属する人
- ③ 障害者タクシー福祉乗車割引証の対象とならない人(「障害者タクシー福祉乗車割引証」の適用除外要件にあたる場合を除く)

内 利用1回につき基本料金相当額を助成。基本料金を超えた金額は自己負担。

#### ○発行枚数

- ▼年間利用上限は24枚(1冊)
- ▼年度途中に申請した場合は申請月以降の残月数で換算(1カ月2枚換算)

持 印鑑(平成31年1月1日時点で市内に住民登録がなかった人は、そ

のときの住所地の「令和元年度課税証明書」が必要)

申 高齢者支援課、各出張所・連絡所

問 高齢者支援課

☎2111 内線 186

#### 障害者タクシー福祉乗車割引証

対 次のいずれかを所持する市民で適用除外要件にあたらぬ人

▼身体障害者手帳1～3級

▼療育手帳

▼精神障害者保健福祉手帳

○適用除外要件 障がい者本人または生計を同一にする介護者が自動車税または軽自動車税の減免を受けている場合

内 利用1回につき基本料金相当額を助成。基本料金を超えた金額は自己負担。

#### ○発行枚数

- ▼年間利用上限は48枚(1冊)
- ▼人工透析をしている人は96枚(2冊)

持 いずれかの手帳

申 市社会福祉課、各出張所・連絡所

## 交通事故情報

	件数 (件)	死者 (人)	負傷者 (人)
2月発生状況	4	0	6
累計	令和2年 9	0	12
前年対比	-4	0	-1

令和2年2月29日現在

※郵送による申請を希望する人は市社会福祉課に連絡してください。

問 市社会福祉課

☎2111 内線 191,192

## 3月31日で期限切れとなる 福祉医療費受給者証 を持っている人は

### 乳幼児用を持っている人

3月下旬に新しい小学生用の受給者証を送付します。

### 小学生用を持っている人

4月からの中学生用は、入院した場合のみ、健康保険適用の自己負担額を助成します。入院するときなど必要に応じて、再度申請してください。

### 中学生用、ひとり親家庭用を持っている人(助成対象の児童がいなくなる親と高校等卒業生)

4月以降、速やかに破棄してください。

問 市社会福祉課

☎2111 内線 183

## 児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当等の支給額の変更

全国消費者物価指数の公表により、令和2年4月分からの各手当の支給額を以下のとおり変更します。

●問い合わせ 市社会福祉課 ☎2111 内線 188,191

区分		令和元年度(月額)	令和2年度(月額)	
児童扶養手当	児童1人	全部支給	42,910円	43,160円
		一部支給	42,900～10,120円	43,150～10,180円
	第2子加算額	全部支給	10,140円	10,190円
		一部支給	10,130～5,070円	10,180～5,100円
	第3子以降加算額	全部支給	6,080円	6,110円
		一部支給	6,070～3,040円	6,100～3,060円
特別児童扶養手当	1級	52,200円	52,500円	
	2級	34,770円	34,970円	
特別障害者手当		27,200円	27,350円	
障害児福祉手当		14,790円	14,880円	



## 架空請求はがきに気を付けて！

架空請求という詐欺のはがきが流行っています。2月に入り、「請求書の支払い確認が取れていない」などと書かれた、〇〇株式会社や〇〇センターからのはがきが届いたと相談がありました。

少しずつ文面や連絡先を変えて送っており、次々に新しい文面のはがきが出てきています。下のはがきに似たものが届いたときは、無視しましょう。

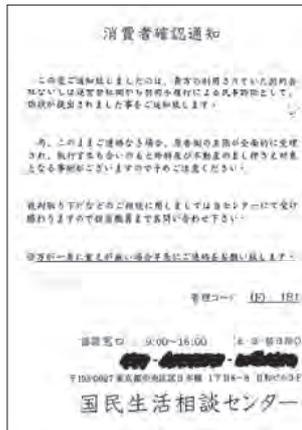
不安や疑問を感じた場合は、**相手に電話をする前に**消費生活センターに問い合わせてください。相談はLINEでも受け付けています。

### ●相談窓口

柳井地区広域消費生活センター  
(商工観光課内)

☎2125

▶ LINE 相談始めました  
QRコードからセンター公式アカウントを友だち追加して利用してください。



▲実際に市内家庭に届いた架空請求はがき

許証など)

- ▼同一世帯員以外の場合、委任状と手続きをする人の本人確認ができるもの
- ▼納税義務者の相続人の場合、本人確認ができるものと続柄を確認できるもの(戸籍等)
- ▼法人の場合、手続きをする人の本人確認ができるものと社印または法人による委任状
- ▼借地人・借家人等は、契約書などの権利関係を示す書類

問 税務課

☎2111 内線 135,136

## 土地・家屋評価額等の縦覧(無料)

土地や家屋の評価額を確認できます(償却資産は縦覧対象外)。

対 納税義務者、代理人等

日 4月1日(水)～6月1日(月)の執務時間内

場 税務課

内 土地／地番・地目・地積・評価額、家屋／地番・家屋番号・種類・構造・床面積・評価額  
※所有者の住所・氏名・課税標準額・税額などは掲載なし

持 納税通知書や本人確認ができるもの(運転免許証など)

▼納税義務者以外の場合、委任状と手続きをする人の本人確認ができるもの

▼納税義務者の相続人の場合、本人確認ができるものと続柄を確認できるもの(戸籍等)

▼法人の場合、縦覧する人の本人確認ができるものと社印又は法人による委任状

問 税務課

☎2111 内線 135,136

## 就学援助費の交付申請

給食費などの一部を補助する制度の交付申請を受け付けます(所得制限あり・継続の場合も要申請)。

対 市内在住の小・中学生で経済的理由により就学困難と認められる人

○申請期間 4月8日(水)～30日(木) / 市役所執務時間内

○申請場所 学校教育課

持 印鑑、同一世帯全員の令和元年分の所得が分かる資料(源泉徴収票、確定申告の写しなど)、保護者の通帳

問 学校教育課

☎2111 内線 321

## 固定資産課税台帳の閲覧、記載事項の証明

対 土地・家屋の所有者(納税義務者) / 納税管理人 / 所有者から委任を受けた人(要委任状) / 借地人・借家人等(使用、収益の対象となる部分に限る)

日 4月1日(水)以降の執務時間内

場 税務課、各出張所・連絡所

内 土地／地番・所有者・地目・地積・評価額・課税標準額・税額、家屋／地番・家屋番号・所有者・床面積・評価額・課税標準額・税額

料 1名義につき200円

※閲覧のみ4月1日(水)～6月1日(月)は無料

持 本人確認ができるもの(運転免

3/26(木)~  
受付開始

お知らせ

市民相談

講座・教室

催し

募集

試験

### 固定資産評価審査委員会への 審査申出

固定資産評価額に不服がある場合は、固定資産評価審査委員会に審査の申し出ができます。

- 固定資産課税台帳に価格等を登録した旨の公示の日から納税通知書の交付を受けた日以後3か月まで
- 場市固定資産評価審査委員会事務局(総務課内)
- 問総務課 ☎2111内線430

### 公共下水道を使える区域が 広がります

3月31日(火)から以下の区域で下水道処理を開始します。

- ▼柳井地区／白瀧西下の一部、白瀧西二の一部、尾の上の一部、西後地の一部、瀬戸側の一部、南町一丁目の一部、南町七丁目の一部、南浜一丁目の一部、中央一丁目の一部
- ▼新庄地区／上富尾の一部、中富尾の一部、下富尾の一部、幸南の一部、下大祖中の一部、上り屋敷の一部

#### ■図面などの縦覧

●目3月13日(金)～26日(木)の市役所執務時間内

●場下水道課

#### ■水洗化をお願いします

- ▼下水道法では、下水道が使用できるようになった区域は速やかに排水設備を設置するよう定めており、トイレは3年以内に水洗化する必要があります。
- ▼河川などの水質保全を図り、衛生的な生活を確保するために、下水処理区域内の建物はできるだけ早く下水道に接続するようお願いいたします。

## 令和2年度 市国民健康保険

# 人間ドックの受付を開始します

ご自身で受診を希望する検査機関(下表)に予約した後、国民健康保険証と印鑑を持参して、市民生活課、各出張所・連絡所で申し込んでください。

- 利用要件 検査日に市国民健康保険の加入者であること
- ▼後期高齢者医療制度の加入者は、市国民健康保険の人間ドックは受けられません。
- ▼同じ年度内に、特定健診と人間ドックの両方を受診することはできません。

#### ○検査機関・自己負担額

検査機関		半日	短期入院 (1泊2日)
周東総合病院	☎23456	12,177円	41,217円
光市立大和総合病院	☎482112	11,880円	なし
平生クリニックセンター	☎562000	11,715円	なし

※脳ドックは周東総合病院で70歳未満のみ受診可(要別途料金)。

○申込期間 3月26日(木)～令和3年2月1日(月)  
／期限までに定員に達した場合、受付を終了

#### ●申込・問い合わせ

市民生活課 ☎2111内線150,151

▼排水設備工事を行う場合は「下水道排水設備指定工事店」に依頼してください。

#### ■公共下水道使用などの届出

以下には届出が必要です。  
▼使用開始・中止・廃止▼名義変更▼使用人数の変更(井戸水使用の人のみ)

#### ○届出窓口

市上下水道料金お客様センター  
☎2111内線642～644

#### ●問下水道課

☎2111内線293,294

## 市民相談

弁護士による福祉無料法律相談  
／高齢者・障がい者優先  
(要予約・市民対象)

- 目3月18日(水)9:00～11:30
- 場市総合福祉センター3階研修室
- 内遺産分割、債務不存在確認、成年後見申立などの初期相談
- 定5人(先着順)
- 相談時間 30分以内
- 申問市社会福祉協議会☎23800

## 学生納付特例の申請手続きをお忘れなく

—令和2年度の受付は4月1日☎から—

学生納付特例は国民年金保険料の支払いが困難な学生のために保険料の支払いを猶予する制度です。本人の所得が一定以下であれば家族の所得は問いません。

### ■令和元年度に承認を受けた人

引き続き同一の学校に在学予定の人は、4～5月に日本年金機構から郵送される申請書類（ハガキ）に必要事項を記入して返送してください。学生証の写しや在学証明は不要です。申請しない場合は、6月下旬に令和2年度分の納付書が郵送されます。

### ■令和2年度からはじめて申請をする人

市民生活課（☎7 国民年金）の窓口で手続きをしてください。大学院への進学、編入など在学校に変更があった人も新しく申請が必要です。

#### ○手続きに必要なもの

- ①年金手帳またはマイナンバーカード
- ②学生証の写し（両面）または4月1日以降発行の在学証明書
- ③印鑑（自署の場合は不要）

### ■保険料の追納は

学生納付特例の承認を受けた期間は、受給資格期間には算入されませんが、年金額には反映されません。将来の年金額を増額するために、10年以内であれば、納付特例を受けた期間の保険料をさかのぼって納める（追納）ことができます。

#### ●問い合わせ

岩国年金事務所 ☎0827 24 2222

市民生活課 ☎2111 内線168,169

### 弁護士による無料法律相談 （要予約・市民対象）

☎ 4月8日（水）9:30～12:00

☎ 市役所3階大会議室

☎ 8人（定員になり次第締切）

☎ 4月1日（水）8:30 から電話で受け付けます（先着順）。

☎ 市民生活課 ☎2111 内線161

### 行政相談

☎ 4月8日（水）13:30～16:00

／受付15:30まで

☎ ふれあいタウン大島

☎ 行政相談委員による行政への苦情や要望の相談

☎ 大島出張所 ☎45 2211

### 行政・市民相談

☎ 4月8日（水）13:30～16:00

／受付15:30まで

☎ 市役所3階大会議室

☎ 行政相談：行政相談委員による行政への苦情や要望の相談

市民相談：行政書士会岩国支部

柳井地区会員による官公署手続、

書類作成等の相談

☎ 市民生活課

☎ 2111 内線161



### 岩国年金事務所による 年金相談（要電話予約）

☎ 4月9日（木）、23日（木）／10:00～12:00, 13:00～16:00

☎ 市役所3階大会議室

☎ 5月14日（木）、28日（木）の年金相談の予約は4月1日（水）から受け付けます（先着順）。定員になり次第締め切るため、早めに申し込んでください。予約の際には基礎年金番号を確認します。

岩国年金事務所お客様相談室

☎ 0827 24 2222

### 身体障害者定期・巡回相談 （無料・要申込）

☎ 5月1日（金）13:30～15:30

☎ 周東総合病院1階救急外来

☎ 県内在住の補装具費支給申請者、申請予定者など

☎ 補装具の装着・適合判定等、身体障がいに関する医学的相談、リハビリ等に関する相談など

○実施機関

山口県身体障害者更生相談所

○申込期限 4月21日（火）

☎ 市民社会福祉課

☎ 2111 内線192

「表示登記の日」無料登記相談会

日 4月1日(水) 10:00～15:00
場 市文化福祉会館1階
○相談内容 土地(分筆・合筆、地目変更、面積等の更正、境界)、建物(新築・増築、取り壊し、分割、区分等)
○相談員 山口県土地家屋調査士会会員
問 詳しくは問い合わせてください。山口県土地家屋調査士会
☎ 083-922-5975

無料人権・子どもの人権相談所(予約不要)

悩みやもめごと(差別、相続、登記手続、金銭の貸借等)、心配ごとなど相談に応じます。
日 4月2日(木) 9:30～12:00
場 市役所1階102会議室
○相談担当者 市内人権擁護委員
問 市人権啓発室
☎ 2111 内線 181

総合労働相談コーナー(無料)

解雇、雇止め、配置転換、賃金引き下げ等の労働条件、採用、いじめ、パワハラなどの労働問題などの相談に応じます。
問
▼柳井地区(大島地区を除く)
下松総合労働相談コーナー(下松労働基準監督署内)
☎ 0833 ④ 1780
▼大島地区
岩国総合労働相談コーナー(岩国労働基準監督署内)
☎ 0827 ② 1133

生活困窮者自立支援制度相談窓口

「病気で医療費の支払いが困難」「働

きたくても働けない」「借金を抱えて将来の生活が心配」「子供がひきこもっていて将来が不安」などの悩み事や不安について相談支援員が包括的な支援を行います。気軽に相談してください。

問 市社会福祉課
☎ 2111 内線 189

講座・教室

Let'sエクササイズ♪キッズ教室

日 4月以降の第1(木)・第3(木) / 17:00～18:00
内 身体を動かすことは楽しい!運動好きになるきっかけに!
※4月に体験会を実施予定です。
○講師 川辺浩子さん(元中学校体育教師)
対 小学生
料 500円
持 動きやすい服装
場 問 FUJIBO 柳井化学武道館
☎ 25 3383

令和2年度上半期犬・猫の譲渡会/子犬のしつけ方教室(無料)

犬・猫の譲渡には様々な条件があります。詳しくは問い合わせてください。

■犬・猫の譲渡会(予約不要)

日
▼平日開催 14:30～15:05 / 4月27日(月), 5月26日(火), 6月29日(月), 7月28日(火), 8月25日(火), 9月29日(火)
▼休日開催 10:45～11:30 / 4月12日(日), 5月10日(日), 6月14日(日), 7月12日(日), 8月8日(土), 9月13日(日)
場 県動物愛護センター(山口市陶)

○譲渡前講習会(要予約)
譲渡を希望する人は必ず受講してください(受付/平日13:00～、休日9:00～)。

■子犬のしつけ方教室(要予約)

日 休日開催の犬・猫の譲渡会と同じ / 13:15～15:30
場 県動物愛護センター
申 問 県動物愛護センター
☎ 083-973-8315

山口県立大学令和2年度前期公開授業(要申込)

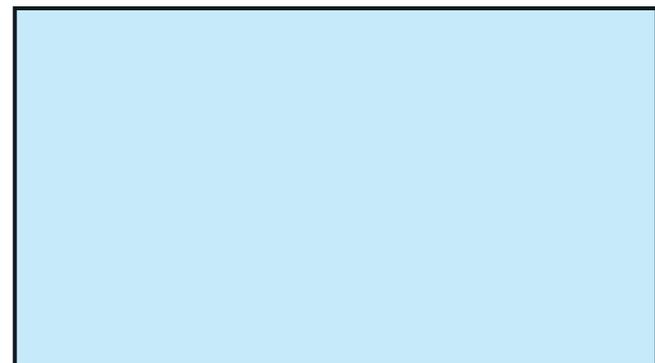
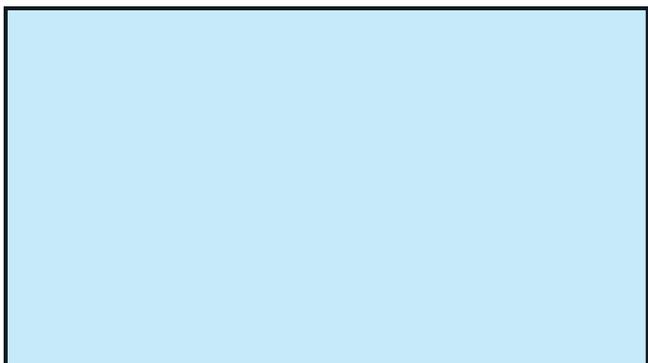
日 4月～7月(授業ごとに異なる)
場 山口県立大学
○授業科目
①アジア外交史(日本を含むアジア地域の外交史)
②中国文学(中国の言語文化理解の一端としての基礎的知識)
③生命と生活の質特論(生命・生活・人生の質について)
料 5,000円
○申込期限(必着)
①②4月3日(金), ③4月24日(金)

申 問
詳しくは問い合わせてください。山口県立大学地域共生センター
☎ 083-928-3495

催し

やない西蔵 ギャラリー展示情報

開館 9:00～17:00 / 毎週(火)休館
■3月26日(木)～29日(日)
字遊の会 作品展
■4月2日(木)～15日(水)
柳井天神春まつり 本陣飾り
■4月18日(土)～19日(日)
柳井天神春まつり協賛 花展
問 やない西蔵 ☎ 23 2490



## 柳井桜土手さくら祭り

日 4月5日(日) 10:30～16:00

場 南浜桜土手

内 桜の下で地域住民のふれあいを。

▼石見神楽、音楽ライブ、空手、書道パフォーマンス、保育園児演奏、日本舞踊、ヒップホップ、カラオケなど

▼地元産品、野菜など

申 問 柳井桜土手さくら祭実行委員会

☎ 23 4778 (大野)

## 春の味覚 タケノコ掘り体験交流会(要申込)

日 4月11日(土) 10:00～12:00

※雨天・イノシシの被害があった場合は中止(延期なし)

場 黒杭川ダム公園隣接竹林

内 タケノコの収穫体験

定 30人(先着順)

料 大人300円、小中学生100円

持 汚れても良い服装、タケノコを入れる袋、軍手、タオル、飲み物

○ 申込期限 4月5日(日)

申 問 住所・氏名・年齢・電話番号を明記してFAXで申し込んでください。

竹林ボランティア柳井

☎・FAX 23 6745 (新田)



## 募集

## シルバー人材センター会員(申込不要)

まずは説明会に参加しましょう。

■入会説明会

日 4月15日(水)、5月20日(水)、6月17日(水)、7月15日(水)、8月19日(水)、9月16日(水)  
/ 13:30～15:00

場 市総合福祉センター3階研修室

対 60歳以上で健康な人

持 筆記用具

問 (公社)柳井広域シルバー人材センター ☎ 23 5959, FAX 23 6116

## やない市民活動センター相談員(会計年度任用職員)

○業務内容 受付、相談、企画運営業務など

○応募要件

▼市民活動に意欲・関心があること

▼パソコンの基本的な操作ができること

▼(土)(日)(祝)の勤務が可能であること  
※詳しくは問い合わせてください。

○募集人員 1人

○報酬 月額140,098円

○雇用期間 5月1日から令和3年3月31日まで(予定)

○勤務日 原則週4日(19:00まで勤務の日あり)

○勤務場所 やない市民活動センター(市文化福祉会館内)

○採用 書類選考・面接の上で採用

○応募期限 4月9日(木)(必着)

申 問 履歴書・応募動機(800字程度)を持参または郵送してください。

〒742-8714(住所記載不要)

地域づくり推進課

☎ 23 2111 内線460

## 山口県食の安心モニター

○応募資格

満18歳以上の県内在住者

○任期

委嘱日～令和3年3月31日

※5月下旬に山口県庁で委嘱式を実施予定

○活動内容

▼日常の買い物を通じた食品表示などのモニタリング

▼不適正な食品取扱などの通報

▼研修会などへの参加

▼活動状況の定期報告・県への提言  
※詳しくは問い合わせてください。

○募集人員 40人

○応募方法 市商工観光課備付の申込書に必要事項を記入し、同課に提出

○応募期限 4月6日(月)(必着)

○その他 県内の地域バランスなどを考慮して選考し、5月上旬に本人に通知予定

問 県生活衛生課

☎ 083-933-2974

FAX 083-933-3079

## 試験

## 国税専門官

○受験資格 ▼平成2年4月2日～平成11年4月1日生まれの人 ▼平成11年4月2日以降生まれで、大学を卒業した人、令和3年3月までに卒業する見込みの人、人事院が同等の資格があると認める人

○第1次試験日 6月7日(日)

○受付期間 インターネット: 3月27日(金)～4月8日(水)、郵送・持参: 3月27日(金)～3月30日(月)当日消印有効

申 問 詳しくは国税庁HPを確認するか問い合わせてください。

▼広島国税局人事第二課

☎ 082-221-9211 内線3635

▼柳井税務署 ☎ 23 0277

## 2020年度労働基準監督官

○採用予定者数 約230人

○試験日

▼第一次試験 6月7日(日)

▼第二次試験 7月14日(火)～16日(木)の指定された日時

○受付期間

3月27日(金)9:00～4月8日(水)

申 インターネットで申し込んでください([URL](http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html) http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html)

問 詳しくは問い合わせてください。

山口労働局総務部総務課人事係

☎ 083-995-0360

## 令和2年度前期

## 危険物取扱者試験(甲・乙・丙種)

○試験日 6月20日(土)、21日(日)

○試験会場 県内各市(柳井市は6月20日(土))

○受験資格 甲種以外は不問

○願書受付期間

▼書面申請(願書は最寄りの消防機関): 4月6日(月)～20日(月)

▼電子申請: 4月3日(金)～17日(金)

○その他 乙種第4類を対象とした試験準備講習会を開催

申 問 詳しくは問い合わせてください。

柳井地区広域消防本部

☎ 23 7774

## こころの健康づくり

3月・4月は卒業、入学、退職、就職、引越しなど、環境の変化が多い時期です。このような変化がストレスとなり、こころに不調を来たすことが少なくありません。こころの不調のサインを知っておき、早めに対処することが大切です。

●問い合わせ 市保健センター ☎1190



### ストレスの原因

ストレスとは外部から刺激を受けた時に生じる緊張状態のことです。外部からの刺激には、天候や騒音などの環境要因、病気や睡眠不足などの身体的要因、不安や悩みなどの心理的要因、人間関係がうまくいかない、仕事が忙しいなどの社会的要因があります。

つまり、進学や就職、結婚、出産といった喜ばしい出来事も含め、日常の中で起こる様々な変化や刺激がストレスの原因になります。

### ストレスが続くとどうなるの？

ストレスを受けると、心身はいったんショックを受けるものの、抵抗力を高めて対応します。適度なストレスはよい刺激となり、やる気につながります。

しかし、長引いたりためすぎたりすると、次第に抵抗力は失われ、心身の状態が悪化してこころの病気の危険が高まります。



### こころと体の不調が続くときは、早めに専門家に相談しましょう。

ストレスに気を付けていても、眠れない、食欲がない、食べてもおいしくない、好きだったこともやりたくない、やっても楽しくない、人に会いたくないなどの変化が2週間以上続く時は、受診も考えて、専門家に相談しましょう。



### ストレスをためない暮らし方

#### ●生活のリズムを整える

生活リズムの乱れは、自律神経の乱れにつながります。食事や起床・就寝の時間を一定にしましょう。

#### ●栄養バランスのとれた食事

#### ●良質の睡眠

生活習慣や環境の工夫をしても眠れない、熟睡できない、寝ているのに日中の眠気が強いなどの問題が続く場合には、早めに専門家に相談しましょう。

飲酒で紛らわせるのは、睡眠の質を低下させ、うつ病等のこころの病気を引き寄せます。

#### ●適度に体を動かす習慣

散歩、サイクリング、スポーツ、子どもと遊ぶなど

#### ●リラックスできる時間をもつ

入浴、ストレッチ、腹式呼吸、音楽を聴く、ぼんやりと窓の外を眺める、気の合う人と話すなど

#### ●趣味やスポーツを楽しむ時間を持つ

趣味やスポーツに熱中し、楽しむことは、ストレスに対する抵抗力を高めます。

#### ●困り事や悩みを誰かに相談する

話を聞いてもらうだけでも、気持ちが楽になり、解決策が見つかることもあります。家族、友人、同僚、地域や趣味の仲間など、日頃から気軽に話せる人を作っておきましょう。

市保健センターでは心身の健康に関する相談に対応しています。

#### ○健康相談の日

毎週(月)(水)(金)※(祝)を除く

／9:00～11:30

#### ○こころの相談会

毎月第1(水)／13:30～15:00

※4月は第2(水)(8日)に行います。



